

景観政策に関する提言

～戦略的地域づくり推進のために～

2009年4月

社団法人土木学会

景観政策に関する提言 目次

提言の趣旨.....	2
提言1 よいもの・よい空間をつくるために（事業の進め方）.....	4
(1) 技術力とデザイン力の評価による計画・設計者の選定	
(2) 立案とその具現化に関する一貫性の確保	
提言2 地域戦略としての景観行政推進（行政内の連携）.....	5
(1) 地域戦略に関する基本政策としての景観行政の位置づけ	
(2) 行政内での景観形成のスペシャリストの育成	
提言3 景観形成を実現するための仕組みづくり.....	6
(1) 複数事業間の計画・デザイン調整の体制整備	
(2) 最終評価者としての市民の位置づけ	
景観政策が目指す地域力・地域ブランドの創出事例.....	7
参考資料.....	14
・景観・デザインに関する土木学会の取り組み	
・「美しい国づくり」に関する提言～景観法の施行にあたって～ （国土交通省、農林水産省、環境省）	

提言の趣旨

景観計画を作れば、地域の景観は良くなるのでしょうか。

2004年の景観法施行以来、景観行政団体は360あまりを数え、景観計画の策定数も125に上り、景観行政の重要性に関する社会的な認識が高まっています。景観をキーワードにした持続的な地域活性化・観光振興の潮流として、「世界遺産」の申請・登録事例や、地域の営みと風土を一体的に捉えた「文化的景観」の選定事例の増加が見られます。今や地域戦略に景観の観点は欠かせないものとなっています。

景観政策には3つの側面があります。すなわち、良好な景観を「まもる」、景観を壊す障害物を「なくす」、そして、将来に向けて新しい景観を「つくる」です。このうち、「まもる」「なくす」については、取り組むべき課題がわかりやすく、対応が比較的容易です。しかし、景観を「つくる」には地域の総合的ヴィジョンの戦略的立案とそれを実現する実行力が必要です。我が国の地方公共団体の多くは、名所や重要伝統的建造物群などの「まもる」べき良好な景観を数多く持つわけではないため、新しい景観を「つくる」ことに取り組むことが非常に重要になってきます。

景観法は、地方公共団体の取り組みを支援する強力な法律ですが、その枠組みに則って景観計画を策定するだけでは良好な景観は生まれないと、我々は強い危惧を抱き、従来の行政のやり方を変えなければならないと考えています。

景観形成には、行政中での業務分掌を超えた連携や、他事業主体や民間との調整が必要です。担当部署が景観計画を作るだけでは、景観形成は実現しません。そこで、景観形成の最前線を率いる景観行政団体の首長の方々に向け、良好な景観を形成し、戦略的な地域づくりを推進するための3項目の政策提言を行います。

なお、土木学会としては、本提言の推進と実行に向けて、具体的な方策の研究や関係主体への働きかけなど、景観行政推進に関して積極的に支援していく所存です。

2009年4月30日

社団法人土木学会

会 長

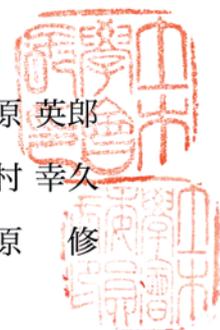
景観・デザイン委員会委員長

景観政策提言小委員会委員長

栢原 英郎

田村 幸久

篠原 修



景観政策の3つの側面



まもる

良好な景観の保護

自然環境の保全
歴史的まちなみの保全
住環境の保全

なくす

阻害要因の排除

電線電柱撤去・広告看板規制
不法投棄対策・色彩制限など

つくる

新しい景観の創出

社会基盤のデザイン
公共空間のデザイン
都市空間のデザイン



従来の縦割り行政・発注の仕組みでは
地域づくりを支える景観ができない。
首長のリーダーシップ発揮が必要。

提言1 よいもの・よい空間をつくるために（事業の進め方）

現状の問題

- ・デザインを誤解した例がいまだに見られる。
- ・デザイン力が必要となる高度な仕事の担い手が価格競争で決められている。
- ・継続して全体を見守る人がおらず、長期間一貫すべき景観形成の方針がぶれる。



橋上に置かれる必要のない彫刻。こうした即物的なデザインは飽きられやすく、長い目でみると地域づくりに貢献しない。

ルーブル宮との関係を重視して架けられたポン・デザール橋（右写真）。パリのセーヌ川では、新しく架けられる橋も、歴史的な建造物と調和するように計画、設計されているため、名橋が多く、パリを代表する景観をつくりだしている。



解決に向けた具体策

（1）技術力とデザイン力の評価による計画・設計者の選定

景観形成を担うよいものづくり・空間づくりのための企画や計画・設計には高度な企画力・デザイン力を必要とする。行政のパートナーとして力のある計画者・設計者（コンサルタント）を選ぶことは地域作りの生命線であるから、特に重要な事業については、適正な予算を確保した上で、価格競争ではなく、技術力やデザイン力の競争（専門家を審査員に加えたプロポーザルや設計コンペ）によって選び、完成まで関わるようにする必要がある。

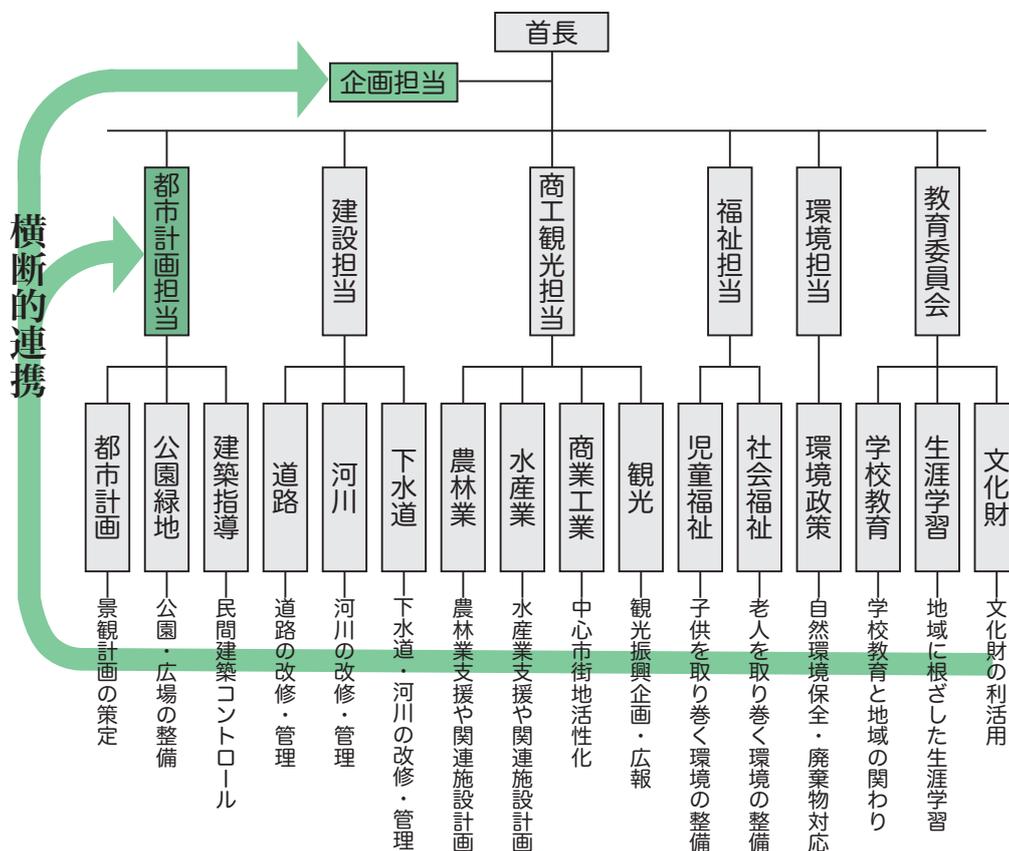
（2）立案とその具現化に関する一貫性の確保

景観形成に関する計画に着手してから空間や施設が供用されるまでには、少なくとも数年、長ければ十数年の長い期間がかかる。景観形成を効率的に推進し、その効果を最大限のものとするには、仕事の上流から下流まで一貫性が確保できるよう、計画・設計・施工・管理まで継続して事業をコントロールする委員会の設置、同一の設計者に対する複数年にわたる業務発注が必要である。

提言2 地域戦略としての景観行政推進（行政内の連携）

現状の課題

- ・総合的政策である景観行政が、縦割りの一分野に位置づけられ、十分に機能していない。
- ・高い戦略性、専門性が必要とされる景観行政を、知識・経験の少ない人材が担当している。



景観行政は、各部署の仕事に関連するため、景観行政推進には情報共有と調整を前提とした仕組みが必要。なお上記組織表は一例。

解決に向けた具体策

(1) 地域戦略に関する基本政策としての景観行政の位置づけ

景観行政とは、建設・交通、商工観光、教育・文化、福祉、環境など、様々な施策を統合し、地域の将来像を描き、具現化することである。したがって景観行政は、例えば環境行政や観光行政などの他分野と総合的・横断的に連携して初めて本来の機能を発揮する。そのため、景観行政を地域戦略に関する基本政策として位置づけ、企画担当あるいは都市計画部署を中心とする横断的組織や、知事・市町村長をトップとする組織（知事・市長公室など）がその実現を担当する必要がある。

(2) 行政内での景観形成のスペシャリスト確保

先進的な地方公共団体では景観形成のスペシャリストが行政内で活躍している。景観行政の推進には、景観形成や地域戦略に関する見識を持ち、住民と信頼関係を築き、地域を継続的に見守る専任的人材を行政内におく必要がある（職員または委嘱された専門家）。

提言3 景観形成を実現するためのしくみづくり

現状の課題

- ・一体の施設や空間が、ばらばらに計画・設計され、景観上、機能上の不具合が生じている。



(島根県松江市・岸公園と県立美術館)

市・県・国の連携により、湖の護岸が美術館の前庭のように整備され、多くの市民・来訪者を引き寄せている。



(東京都T区・S川)

河川区域内だけが整備され、都市側と連携していないため、全体として快適な空間になっていない。

解決に向けた具体策

(1) 複数事業間の計画・デザイン調整の体制整備

道路と河川、広場・公園、民間施設を含む建築物など、相互に隣接する施設や空間は、一体として整備することで景観上好ましく、事業としての効果も高まる。そのためには、事業主体（担当部署、主体（市、県、国）、公共・民間）を問わず、計画・デザインの調整を行う体制（総合的なデザイン会議など）をつくる必要がある。

(2) 最終評価者としての市民の位置づけ

景観形成の恩恵を最終的に受けるのは市民であることから、事業の途中経過や事後の評価において、市民の評価を加えることが重要である。

景観政策が目指す 地域力・地域ブランドの創出事例

「景観政策による戦略的地域づくり推進」が実現した先進的事例を紹介します。ここに示した事例は、施設や空間のデザインのよさが表彰などで認められており、そうした施設・空間の整備による景観整備が契機となって、地域力や地域ブランドの創出に具体的な成果が出ているものです。

- a) 後世に引き継がれる地域資産となっている景観デザイン事例
- b) 歴史的な地域資産の魅力をより強化している景観デザイン事例
- c) 新たな地域力や地域ブランドを創出している景観デザイン事例

a) 後世に引き継がれる地域資産となっている景観デザイン事例

横浜・山下公園

山下公園は、関東大震災で壊滅的な被害を受けた横浜で発生した瓦礫を海岸に埋め立てて、昭和5年に完成した日本を代表する臨水公園である。

海に突き出したテラスや低く抑えられた手すり、松が植樹された芝生広場といった気持ちよく海を眺められる空間デザインと、街と港の景観を連続させる計画によって、歌謡曲の歌詞にも登場するほど全国的な知名度も高い港街・横浜を象徴する場所として市民に愛され続けている。

所在地：神奈川県横浜市中区
 竣工年：1930（昭和5）年
 設計者：折下吉延（復興局建築部公園課長）
 管理者：横浜市



海を臨む芝生広場でくつろぎ、語り合う若者たち



いつも満席のベンチ



海に突き出したテラス



低い手すりが海を近く感じさせる



自転車で訪れる人も多い



京都を代表する四条大橋からの鴨川と納涼床の眺め

京都・鴨川

京都の中心部を流れる鴨川は、昭和10年の三条大橋、五条大橋が流されるような大洪水により、大改修がおこなわれた。災害復旧にも関わらず、「古都千年の名川」という位置づけのもと、コンクリートを露出させないなどの景観的な配慮がしっかりとなされている。同時に、まちづくりと一体となる整備計画を立案し、60年余りの歳月をかけて実現した。

結果的に、納涼床や東山への眺望、河畔に集う恋人達など、京都の様々な風物詩を生み出す京都を代表する空間として全国的に著名な空間となっている。

所在地：京都府京都市北区～下京区
 竣工年：1947（昭和22）年
 管理者：京都府



京阪電鉄地下化以前の鴨川



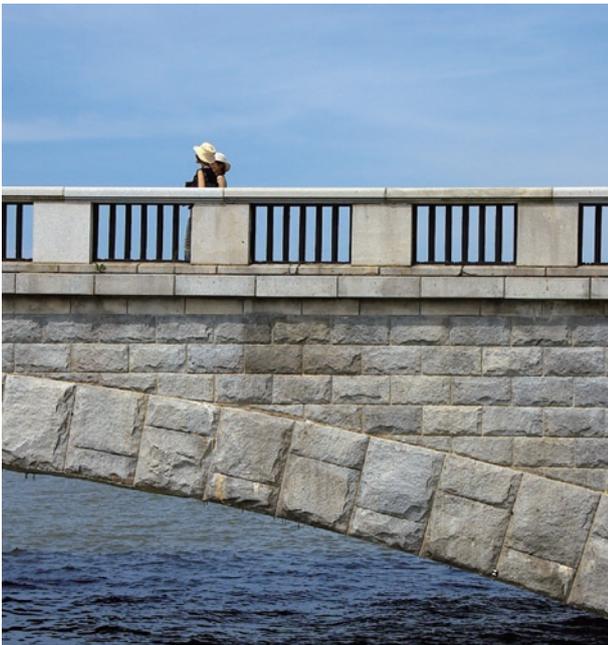
京阪電鉄地下化以後の鴨川



河川敷で語り合う恋人たち



ついつい渡りたくなる飛び石



80年経ってますます風格の増した橋側面の石貼

新潟・萬代橋

国指定重要文化財

昭和4年に完成した信濃川河口に架かる萬代橋は、新潟の中心部に位置する橋である。アーチが連続する美しい姿は、日本を代表する橋であると同時に、完成当初から現在に至るまで新潟市民の誇りであり続けている。こうした市民の思い入れの強さは、2004年の橋側灯復元の際に、市民からの寄付金が2000万円近く集まったことにもあらわれている。

所在地：新潟県新潟市

竣工年：1929（昭和4）年

設計者：福田武雄（内務省復興局（当時））

管理者：国土交通省



市民の寄付で復元された照明



萬代橋の夜景



低いアーチが美しい側面形状



市民が守った低い手すり

仙台・定禅寺通り、青葉通り

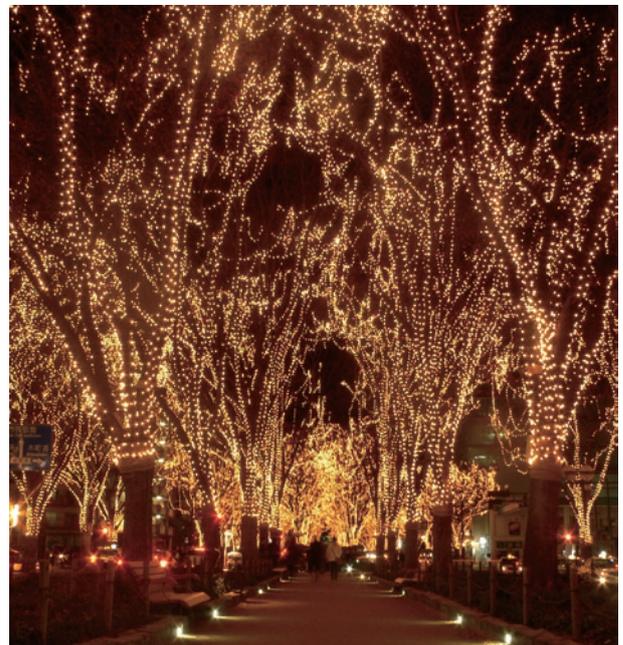
定禅寺通りと青葉通りは、仙台のイメージである「杜の都」を継承するために、戦災復興事業にてつくられた街路である。大きく育ったけやきは歩行者に快適な空間を提供し、いまや杜の都のイメージを代表する存在となっている。ここでは、けやきの落ち葉が問題になるどころか、地下鉄建設時にけやきの保存運動が起こるほど市民に愛される通りとなっており、全国的にも非常に知名度の高い街路である。

所在地：宮城県仙台市

竣工年：1958（昭和33）年

設計者：国分浩（宮城県）、津田康吉、八巻芳夫（仙台市）

管理者：仙台市



クリスマスイルミネーションで賑わう定禅寺通り



竣工時の定禅寺通り



現在の定禅寺通り



青葉通りのけやきのトンネル



定禅寺通りの中央部緑地帯

b) 歴史的な地域資産の魅力をより強化している景観デザイン事例

門司港レトロ地区 (門司港駅舎と駅前広場)

国指定重要文化財 (門司港駅)

土木学会デザイン賞 2001 最優秀賞 (駅前広場)

かつては我が国有数の貿易港であった門司港再生プロジェクトの目玉のひとつとして整備されたのが、国の重要文化財に指定されている駅舎前面に設けられた門司港駅前広場である。

以前は車やバスに占拠されていた駅前広場を、歩行者の広場に変更し、周辺の建物を撤去して関門海峡や関門橋への眺めを確保することで、人々が溜まり賑わいのある空間が生まれている。

これにより駅舎という歴史的な地域資産の魅力もより認識されることになり、平成6年には20万人だった観光客が、いまでは年間350万人を出迎える玄関口になっている。

所在地：福岡県北九州市門司区

竣工年：門司港駅舎 (1913 (大正2) 年)、

駅前広場 (1995 (平成6) 年)

設計者：中野恒明・小野寺康 (アプル総合計画事務所) 等

事業者：JR九州、北九州市



子供たちの遊び場になっている噴水広場と駅舎



駅舎と広場の夜景



改札を出ると関門海峡が望める



みなとみらい21地区からの歩行者で賑わう汽車道



突き当たりに赤レンガが望める



1階にはレストランが並ぶ

汽車道、横浜赤レンガ倉庫

近代化産業遺産 (横浜赤レンガ倉庫)

土木学会デザイン賞 2001 最優秀賞 (汽車道)

汽車道は、横浜港と横浜駅を結んでいた貨物線の廃線跡を、かつて線路だったことを認識できるようなデザインの歩道として整備したものである。

これによって海沿いを歩いて、みなとみらい21地区から山下公園へと移動できるようになり、横浜のウォーターフロントに回遊性が生まれることになった。また、途中にある国の重要文化財に指定されている横浜赤レンガ倉庫へのアクセス路でもあり、赤レンガ倉庫の賑わいにも重要な役割を果たしている。

所在地：神奈川県横浜市

竣工年：1911年 (赤レンガ倉庫)

1913年 (貨物線)

1997年 (プロムナードとして再生)

2002年 (横浜赤レンガ倉庫として再生)

設計者：赤レンガ倉庫：妻木頼黄 (大蔵省臨時建築部)

汽車道：天野重一 (大日本コンサルタント (株)) 等

事業者：横浜市



水辺のプロムナード

油津・堀川運河 国指定登録有形文化財（堀川運河・堀川橋）

江戸時代に開削された堀川運河は、明治時代に運河沿いの土地所有者により石積護岸へと造りかえられるなど、往時は非常に賑わいのある場所であった。

この整備は、コンクリートに埋もれていた石積護岸の復原、飼肥石や飼肥杉などの地場材の積極的な活用によって、非常に魅力のある水辺を創出したものである。これによって、運河沿いが新たな住民の散歩道になり、運河沿いの店舗や住宅が運河に向くように建替えられるなど、完成したばかりであるにも関わらず、抜群の波及効果が生まれている。

所在地：宮崎県日南市

竣工年：江戸時代（当初）、2008（平成20）年（整備）

設計者：小野寺康（小野寺康都市設計事務所）等

事業者：宮崎県



整備前の堀川運河



運河沿いが市民の散歩道に



地元の飼肥杉で造られた木橋



堀川橋

嘉瀬川・石井樋

土木学会デザイン賞 2008 優秀賞

江戸時代に佐賀城下に水を引くために設けられた嘉瀬川・石井樋は、現存するわが国最古の水利施設でありながら、昭和35年に上流に新たな水利施設が設けられて以来、荒れ果てたまま放置されていた。

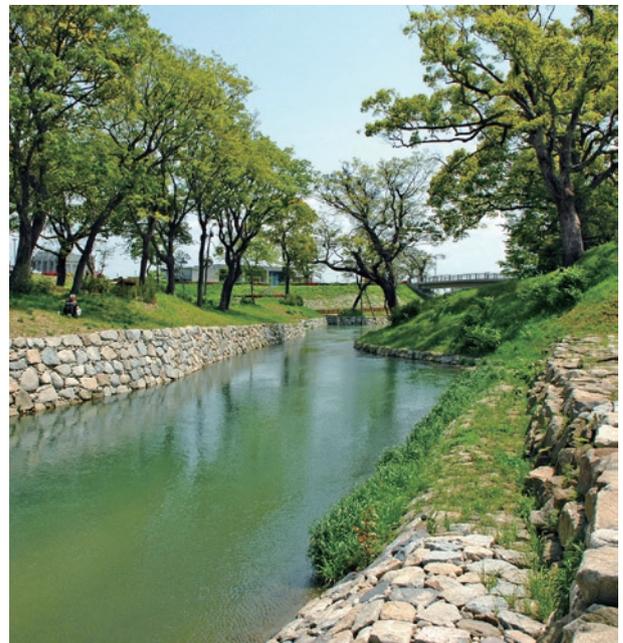
この整備は、専門家による丁寧な発掘・学術調査により当時の状況を把握し、土に埋もれていた遺構を水利システムも含めて復元するとともに、地元住民が憩うことのできる河川公園として蘇らせたものであり、あらたな地域資産として活用されている。

所在地：佐賀県佐賀市

竣工年：江戸時代（当初）、2005（平成17）年（整備）

設計者：吉村伸一（吉村伸一流域計画室）等

事業者：国土交通省



丁寧に積み直された石積護岸によって魅力ある水辺へと変化



発掘調査中の石井樋



左写真が上のように甦った



当時の船着場を水辺広場に



既存の河畔林を保全した整備

c) 新たな地域力や地域ブランドを創出している景観デザイン事例

小布施まちづくり

土木学会デザイン賞 2006 最優秀賞

全くといってよいほど無名だった長野県小布施町は、約 20 年間に及ぶ行政と地域住民、専門家の協働による街並みや広場の整備によって、今では年間 120 万人が訪れる観光地へと変貌した。

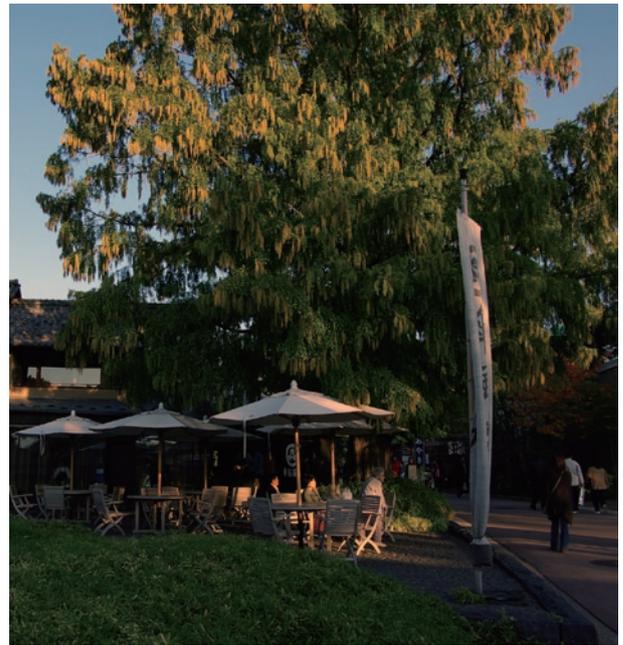
「ソトはミンナのもの」を合言葉に、現在も住環境の向上を目指した取り組みが続けられており、小さい町ではあるが、まちづくりの実践では日本のトップランナーである。

所在地：長野県上高井郡小布施町

竣工年：1996（平成 8）年

設計者：宮本忠長（株式会社宮本忠長建築設計事務所）等

事業者：小布施町、株式会社小布施堂など地元地権者



観光客が佇む傘風舎・傘風楼前のオープンテラス



街並みに貢献する銀行の外観



暖かみのある駐車場



改装された小布施堂



ゲストハウス小布施



灯笼流しがおこなわれる原爆ドーム前のテラス護岸

太田川基町護岸

土木学会デザイン賞 2003 特別賞

広島市の中心部を流れる太田川は、その護岸が原爆により破壊されたまま放置されていた。その状況を改善すべく、原爆ドームの上下流 1 km にも及ぶ区間を自然石の石積みで構築するとともに、水辺に遊歩道やテラス、芝生広場を設けることで、水の都・広島をイメージを復活させることに成功している。

近年では、水辺沿いにオープンカフェも出店されるなど、ますます広島を代表する空間となっている。

所在地：広島県広島市中区

竣工年：1983（昭和 58）年

設計者：東京工業大学社会工学科地域計画研究室

（中村良夫助教授、北村真一助手等（当時））

事業者：国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所



改修前の空鞆橋上流



改修後の空鞆橋上流



残された既存樹木はシンボルに



丁寧な石積みによる護岸



まちと一体的になった河川は、子供たちの格好の遊び場に



整備前のどぶ川の様子



桜並木はまちのお花見スポットに

和泉川（東山の水辺・関ヶ原の水辺）

土木学会デザイン賞 2005 最優秀賞

コンクリートで固められたどぶ川だった和泉川は、行政内の関係部署の連携によって周辺の緑地を河川の用地に取り込み、伸びやかなスロープが広がる水辺に改修されたことで、お年寄りから子供たちまでが日常的に利用する故郷の川へと生まれ変わった。

その結果、地域住民による自主的な維持管理や定期的なイベントの実施、川沿いの住宅地の人気上昇といった効果が発生している。

所在地：神奈川県横浜市瀬谷区

竣工年：1997（平成9）年

設計者：吉村伸一（横浜市下水道局（当時））、

橋本忠美（農村・都市計画研究所（当時））等

管理者：横浜市



お弁当をひろげる家族連れ



散歩する人たちも増えた

児ノ口公園

土木学会デザイン賞 2004 最優秀賞

昭和30年代につくられた野球場とプールという典型的な都市公園は、行政と地域住民の協働によって、小川やたんぼもある森の公園に改修されたことで、周辺地域の生態系回復とともに、地元住民が愛着を持つみんなの庭へと生まれ変わった。計画当初から住民が参加していたこともあり、地域住民による維持管理や、稲刈りやザリガニ釣り、秋祭りや非常時の炊き出し訓練などのイベントが活発に実施されている。

所在地：愛知県豊田市

竣工年：1995（平成7）年

設計者：木戸規詞（豊田市（当時））等

事業者：豊田市



地域住民が主催する秋祭りでザリガニ釣りを楽しむ子供たち



整備前の殺風景な都市公園



苗から育てた木が森になった



管理事務所という名目の集会所



秋祭りでの手作りお神輿

参考資料：景観・デザインに関する土木学会の取り組み

第1期：共通認識形成（～1996年、景観・デザイン委員会設立以前）

この時期、土木学会での景観・デザイン関連の活動は土木計画学、構造工学、土木史などの研究委員会の中で行われており、景観に関するマニュアル類（「美しい橋のデザインマニュアル」、「街路の景観設計」、「水辺の景観設計」、「港の景観設計」等）の製作・出版により、景観の専門家の共通認識を形成すると共に、土木業界に対してデザインの必要性やそのイメージを広く知らせようとしていた。

第2期：システム構築の試み（「美しい国づくり政策大綱」以前、～2002年）

1997年には土木学会に景観・デザイン委員会が設置された。これを期に、一気に学会の活動が活発化する。

①デザインワークショップなどのイベントにおいてデザインに関する議論を深める、②土木分野で初となる、人を表彰対象とするデザイン賞を実施する、③橋梁設計競技実施計画、といった活動が行われた。その結果、景観・デザインの考え方や、よいデザインが実績となることについては、民間だけでなく発注者の一部にも理解が浸透した。ただし、発注制度改革については、発注者側の協力と大きな改革を必要とするため、目に見える成果は東北地方整備局における学識者を審査員に加えたプロポーザルによる設計者選定などに留まった。

第3期：総合的景観形成とデザイン教育支援（2003年～）

近年は、景観・デザインに対する社会の要請が、美しい構造物の実現から、地域の魅力を高めるような公共空間の実現へと変化してきた。これに応じて駅や都市空間、水辺空間などの整備事例において、土木・建築・都市・インダストリアルデザインなど複数の職能のコラボレーションによって総合的な景観形成（トータルデザイン）を行ったものが見られるようになる。国の動きとしては、2003年に国土交通省が「美しい国づくり政策大綱」を公表、翌年「景観法」が成立し、総合的景観形成が普及する条件が調った。

学会の活動としては、景観法に基づく景観形成の具体化に関する支援がその中心となってきた。2004年には、景観法の成立を受けて「景観法に関する提言」を国土交通大臣、農林水産大臣、環境大臣に提出した（16～19ページ参照）。

土木学会の景観・デザインに関する取り組みの経過とその狙い

年	項目 (※：土木学会以外の団体による活動等)	主な狙い				
		① 規範提示	② デザイン批評	③ デザイン実績	④ 発注制度改革	⑤ デザイン教育
1982	「美しい橋のデザインマニュアル」(土木学会) 出版	●				
1985	「街路の景観設計」(技報堂出版) 出版	●				
1988	「水辺の景観設計」(技報堂出版) 出版	●				
	※「道路景観整備マニュアル(案)」 (大成出版社) 出版	※				
1989	建設省シビックデザイン導入手法研究委員会(～1991)	●			●	●
1991	「港の景観設計」(技報堂出版) 出版	●				
1993	「美しい橋のデザインマニュアル第2集」 (土木学会) 出版	●				
	※「道路景観整備マニュアル(案)II」(大成出版社) 出版	※				
1995	「コンクリート構造のエッセティックス」(丸善) 出版	●				
1996	※建設省東北地方建設局 「美しい国づくりアドバイザー制度」実施		※	※	※	
1997	土木学会景観・デザイン委員会設立	●	●	●	●	●
2000	「コンクリート構造物のデザイン」(土木学会) 出版	●				
2001	土木学会デザイン賞創設		●	●		
	※国土交通省東北地方整備局 「美しい国土づくり担当官制度」、 「景観を重視したプロポーザル方式」実施				※	
2003	※国土交通省「美しい国づくり政策大綱」公表				※	
2004	※「景観法」成立				※	
	「美しい国づくり」に関する提言(別添)				●	
2007	※国土交通省「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」本格運用			※		
2008	※国土交通省国土技術政策総合研究所 「景観デザイン規範事例集」公表*	※		※		※
2009	「景観政策に関する提言」(本提言)				●	

* ウェブサイトにて公開：<http://www.nilim.go.jp/lab/ddg/naiyo/keikan.html>



平成16年11月17日

国土交通大臣 北側 一雄 殿

社団法人 土木学会
会長 森地 茂

社団法人 土木学会
景観・デザイン委員会
委員長 篠原 修



「美しい国づくり」に関する提言～景観法の施行にあたって～

土木学会は、1914年に社団法人として設立されて以来、美しく安全で住みよい国土を形成するための技術の推進を図るべく様々な活動を行って参りました。近年、表明しました「社会資本と土木技術に関する2000年仙台宣言」におきましても、この土木技術者の本質的使命として、「美しい国土」、「安全にして安心できる生活」、「豊かな社会」の実現を明確に位置づけております。こうした、土木学会の活動の中で、「美しい国づくり」という、景観の問題に対しましても、旧来より研究、教育、出版といった諸活動を展開しつつも、一学会の活動による「美しい国づくり」の限界を感じておりました。そのような中で、昨年、国土交通省が示された「美しい国づくり政策大綱」におきまして、「美しさの内部目的化」が高らかに謳われ、農林水産省では「水と緑の『美の里』プラン21」が示され、さらには、「美しい国づくり」のための法制度として、このたび景観法が施行されることを、同じ目的の下に活動を展開してきた土木学会として、高く評価し、これらの施策を遂行された国土交通省、農林水産省、環境省ならびに、英断をもって景観法を制定された衆参両院に対し、最大限の敬意を表したいと思っております。

しかしながら、土木学会は、景観法の制定を「美しい国づくり」を具体化するための第一歩にすぎないと考えております。なぜなら、景観法は、「美しい国づくり」のための「保全、創出、規制、誘導」の枠組みのみを定めたものであり、この制度を形骸化させず、実効あるものとしなければ、美しい国づくりは実現しえないからです。実効ある「保全、創出、規制、誘導」をどのように行っていくかに関しては、残念ながら現段階においては、十分な施策が展開されているとは言い難い状況ではないでしょうか。公共の社会資本整備や民間の開発行為は、周辺の景観に大きな影響を与えるものです。これら行為が今後どのように実施されていくかが、今後の「美しい国づくり」を成功に導くための、一つの重要な鍵になるものと考えます。即ち、「美しい国づくり政策大綱」で謳われた「美しさの内部目的化」のための諸制度の整備が、今後、広く「美しい国づくり」を実現していくために、極めて重要であると考えます。

土木学会では、これまで、美しい環境・景観の「保全、創出、規制、誘導」に関する技術を研鑽し、広めて参りました。その成果は、具体的には、「街路の景観設計（1985）」、「水辺の景観設計（1988）」、「港の景観設計（1991）」といった書籍の出版、それらをテキストにした各地での景観設計講習会の開催等をはじめとし、1997年には当学会の調査研究部門に、「景観・デザイン委員会（現委員長：篠原 修 東京大学教授）」を設立し、「デザインワークショップ（1997～）」や「デザイン賞（2001～）」を実施するなど本格的な取り組みを行っております。土木学会として、その専門的観点から、景観法を端緒として進めていくべき今後の「美しい国づくり」のために、個別具体の社会資本整備や民間の開発行為を対象として、以下の4点について提言し、今後の施策への反映を期待したいと考えます。同時に、土木学会として下記提言の実行と推進にあたり、具体的方策の研究と検討、講習会の実施および土木学会誌での特集など最大限の協力を行っていく所存であります。

提言1. 美しい国づくりのための計画・設計・施工の業務制度の確立

（1）計画・設計・施工制度への「美」の概念の導入

（計画・設計指針の策定・運用、各種の設計基準の改訂等）

「美しい国づくり」の概念は例えば「景観重要公共施設」の整備といった、一部の限られたプロジェクトに留まるべきものではなく、あらゆる社会資本整備において適用されていくべきものです。「美しい国づくり」のためには、まさしく、「社会資本整備における美の内部目的化」があらゆる事業において確実に実行されなければならないと考えます。そのためには、現行の計画・設計・施工制度に、「美」の概念を大胆に取り入れたものに改訂しなければなりません。具体的には、画一化を防ぎつつ「美」の実現のための手法等を盛り込んだ計画・設計指針の策定・運用、各種の設計基準の改訂などがこれに該当すると考えます。また、現在、国土交通省で試行されている「景観アセスメント」に留まらず、全ての事業を対象に行政内部で行われている、計画・設計の審査にも、これらの観点を十分配慮して実施されるべきものであると考えます。

（2）計画・設計・実施制度への「グレード」の概念の導入

（グレード指定制度の確立、グレードに応じた予算の傾斜配分等）

あらゆる社会資本整備において「美」の概念を導入することが整備費用の単純な増加と直結するような愚は避けなければなりません。コストを下げながら「美」を実現することも当然の方向性として存在します。その一方で「都市の顔」、「歴史的遺産」となるような、いわばグレードの高い場所においては、それ相応の費用を投入した整備が必要であり、求めるべき「美」の方向性も大きく異なります。即ち、「グレード」の概念が、質の高い社会資本整備を制度的に実現する上で枢要と考えます。残念ながら、現行の計画・設計・実施制度には、こうした「美」の観点から見た「グレード」の概念は含まれていません。事業費の大胆な傾斜配分のためにも、バブル期に散見された、必要以上に豪華な社会資本整備やとってつけたような「お飾り」による景観整備の愚を繰り返さないためにも、「グレード」の概念を計画・設計・実施制度に導入すべきであると考えます。具体的には、都市の顔となるような重要な箇所に橋を建設する場合は、事前に「一級橋梁」に指定し、事業費も十分に配分し風格ある「美」を実現し、その一方で、観光地ではない一般の山間部の橋梁は「二級橋梁」に指定し、コストを下げながら「美」を実現するといった、計画・設計・施工制度に「グレード」を指定する制度の確立が必要だと考えます。また、「グレード」に応じて「美」の方向性が異なることを明記した計画・設計指針の策定、指定されたグレードに応じて事業費の大胆な傾斜配分を行う予算制度なども同時に行うべきものと考えます。なお、グレードの指定及び事業

費の傾斜配分に関しては、市民から広く意見を求め、合意形成を図りながら実施されるべきものと考えます。

提言2. 社会資本整備における質的な競争環境のさらなる拡充

(計画・設計競技、景観プロポーザル入札制度等の導入、技術者個人への報奨・表彰制度等の導入)

美しい国づくりのためには、実際に計画・設計・施工を行う技術者が、質に基づく公正な評価の下で競争を行い、より質の高い計画・設計・施工を行っていくような競争環境の形成、すなわち、経済的インセンティブが必要ではないでしょうか。現行の制度では、未だ価格競争の側面が強いために、経済原理に則れば、なるべく手間暇をかけずに計画・設計・施工を行うことが、正当化されてしまう仕組みとなっています。国土交通省で近年来取り組まれている入札制度の改革を、より一層進展させ、価格競争ではなく、設計・計画・施工の質を競う環境へと、よりシフトしていくべきであると考えます。例えば、計画・設計競技（コンペティション）の導入や、プロポーザル型入札制度において、「美しい国づくり」に資する程度を評価すると言ったことを実施すべきであると考えます。当然、そのための様々な新技術を積極的に導入していくための制度も同様に重要であると考えます。

また、法人が関与する入札制度のみならず、公共事業に携わる全ての技術者個人にも、報奨制度、表彰制度といったインセンティブの賦与が必要であると考えます。

提言3. 民間・公共の開発行為全般に対する審査・評価制度の確立

(開発許可手続きとしての景観アセスメント等、事前審査・評価制度の確立)

現在の都市計画の考え方では、景観に関する規制には、事前明示性が求められています。しかし、民間開発に起因する多くの景観問題が、事前に明示された規定が想定していなかった意匠、形態、利用によって生じていることを鑑みれば、「美しい国づくり」のためには、開発行為は景観審議会等の審査による許可を経なければ着工できないことを基本とすべきであると考えます。今回の景観法により、景観地区等に指定がされている地区に関しては、景観認定制度により、景観の審査による許可を実現できますが、実際に起こっている景観問題は、景観地区に指定されないような一般的な住宅地などでも多く発生しています。したがって、より一般的なケースを含む形で、景観の審査による許可制度を基本とすべきであると考えます。もちろん、実際に全ての開発行為を許可制とすることは、景観への影響、実施のための社会的費用を鑑みれば現実的ではありません。例えば、一定規模以上の開発行為については、「景観アセスメント」を義務化し、その結果を用いて景観審議会等が景観への影響を判断し開発許可を行うといったことが必要ではないでしょうか。

一方、公共による社会基盤整備においても、この民間の開発行為に関する景観問題と同様の事が言えます。「提言1」で示したような、様々な設計指針等が整備されても、その指針が想定していなかった、景観上、望ましくない意匠、形態などが出現してしまうことを、阻止することはできません。国土交通省で「景観アセスメント」が設計の質の向上のために試行されていますが、国、自治体の事業を問わず、広く一般の社会資本整備に、この「景観アセスメント」を適用することが必要でしょう。さらに、景観・デザインに関する検討や修正が十分になされないまま工事が行われ、望ましくない外観を有する社会資本が出現することを回避するため、今後、着工許可といった性格を兼ね備えた「景観アセスメント制度」を検討し実現させていくことが必要であると考えます。

提言4. 技術者、市民に対する教育・支援体制の拡充
(景観行政団体への支援、研修制度の強化、初等中等教育への参画)

美しい国づくりを実現するためには、今までの量的整備とは異なり、公共事業に携わる全ての技術者に、新たな、またより高度な技術力が求められることとなります。また、市民にも「美しい国づくり」への理解と参画が求められます。このようなことを踏まえますと、まず、景観法施行によって景観計画を制定する景観行政団体となる自治体への技術支援体制が、喫緊の課題となりましょう。さらには、官民を問わず公共事業に携わる技術者への研修制度の拡充、高等教育及び研究機関への助成・人材両面からのさらなる支援などを行う必要があると考えます。また、市民の「美しい国づくり」への参画を促す上でも、現在取り組まれている出前講座等による市民向けの「美しい国づくり」講座の拡充のみならず、初等中等教育からの「美しい国づくり」、ひいては「公共事業」に対する公正な理解を培う長期的な施策も必要であると考えます。



平成16年12月 1日

農林水産大臣 島村 宜伸 殿

社団法人 土木学会
会長 森地 茂



社団法人 土木学会
景観・デザイン委員会
委員長 篠原 修



「美しい国づくり」に関する提言～景観法の施行にあたって～

土木学会は、1914年に社団法人として設立されて以来、美しく安全で住みよい国土を形成するための技術の推進を図るべく様々な活動を行って参りました。近年、表明しました「社会資本と土木技術に関する2000年仙台宣言」におきましても、この土木技術者の本質的使命として、「美しい国土」、「安全にして安心できる生活」、「豊かな社会」の実現を明確に位置づけております。こうした、土木学会の活動の中で、「美しい国土づくり」という、景観の問題に対しましても、旧来より研究、教育、出版といった諸活動を展開しつつも、一学会の活動による「美しい国土づくり」の限界を感じておりました。そのような中で、昨年、国土交通省が示された「美しい国づくり政策大綱」におきまして、「美しさの内部目的化」が高らかに謳われ、農林水産省では「水と緑の『美の里』プラン21」が示され、さらには、「美しい国づくり」のための法制度として、このたび景観法が施行されることを、同じ目的の下に活動を展開してきた土木学会として、高く評価し、これらの施策を遂行された国土交通省、農林水産省、環境省ならびに、英断をもって景観法を制定された衆参両院に対し、最大限の敬意を表したいと思っております。

しかしながら、土木学会は、景観法の制定を「美しい国づくり」を具体化するための第一歩にすぎないと考えております。なぜなら、景観法は、「美しい国づくり」のための「保全、創出、規制、誘導」の枠組みのみを定めたものであり、この制度を形骸化させず、実効あるものとしなければ、美しい国づくりは実現しえないからです。実効ある「保全、創出、規制、誘導」をどのように行っていくかに関しては、残念ながら現段階においては、十分な施策が展開されているとは言い難い状況ではないでしょうか。公共の社会資本整備や民間の開発行為は、周辺の景観に大きな影響を与えるものです。これら行為が今後どのように実施されていくかが、今後の「美しい国づくり」を成功に導くための、一つの重要な鍵になるものと考えます。即ち、「美しい国づくり政策大綱」で謳われた「美しさの内部目的化」のための諸制度の整備が、今後、広く「美しい国づくり」を実現していくために、極めて重要であると考えます。

(以下同文)

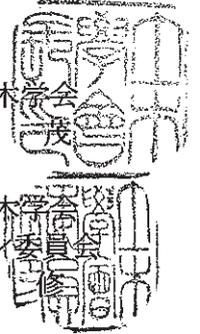


平成16年12月27日

環境大臣 小池 百合子 殿

社団法人 土木学会
会長 森地 茂

社団法人 土木学会
景観・デザイン委員会
委員長 篠原



「美しい国づくり」に関する提言～景観法の施行にあたって～

土木学会は、1914年に社団法人として設立されて以来、美しく安全で住みよい国土を形成するための技術の推進を図るべく様々な活動を行って参りました。近年、表明しました「社会資本と土木技術に関する2000年仙台宣言」におきましても、この土木技術者の本質的使命として、「美しい国土」、「安全にして安心できる生活」、「豊かな社会」の実現を明確に位置づけております。こうした、土木学会の活動の中で、「美しい国土づくり」という、景観の問題に対しましても、旧来より研究、教育、出版といった諸活動を展開しつつも、一学会の活動による「美しい国土づくり」の限界を感じておりました。そのような中で、昨年、国土交通省が示された「美しい国づくり政策大綱」におきまして、「美しさの内部目的化」が高らかに謳われ、農林水産省では「水と緑の『美の里』プラン21」が示され、さらには、「美しい国づくり」のための法制度として、このたび景観法が施行されることを、同じ目的の下に活動を展開してきた土木学会として、高く評価し、これらの施策を遂行された国土交通省、農林水産省、環境省ならびに、英断をもって景観法を制定された衆参両院に対し、最大限の敬意を表したいと思えます。

しかしながら、土木学会は、景観法の制定を「美しい国づくり」を具体化するための第一歩にすぎないと考えております。なぜなら、景観法は、「美しい国づくり」のための「保全、創出、規制、誘導」の枠組みのみを定めたものであり、この制度を形骸化させず、実効あるものとしなければ、美しい国づくりは実現しえないからです。実効ある「保全、創出、規制、誘導」をどのように行っていくかに関しては、残念ながら現段階においては、十分な施策が展開されているとは言い難い状況ではないでしょうか。公共の社会資本整備や民間の開発行為は、周辺の景観に大きな影響を与えるものです。これら行為が今後どのように実施されていくかが、今後の「美しい国づくり」を成功に導くための、一つの重要な鍵になるものと考えます。即ち、「美しい国づくり政策大綱」で謳われた「美しさの内部目的化」のための諸制度の整備が、今後、広く「美しい国づくり」を実現していくために、極めて重要であると考えます。

(以下同文)